



「労使間の取り扱いに関する協約の改定」に関する

JR東労組 申第7号

申し入れを行う！！

JR東労組とJR東日本会社で締結している「労使間の取扱いに関する協約」の有効期限が9月30日で満了になります。本部は会社より「労使間の取扱いに関する協約」の改訂についての通知を8月29日に受けました。本部として組合員の雇用と利益を守り、信義誠実の原則に従った健全な労使関係を確立し、社業の発展及び労働条件の維持向上を図れる協約の締結に向け、9月7日に申7号として12項目の申し入れを行いました。これから精力的に労使議論を行っていきます。

**組合員のみなさん！今回の協約の改定で
労働条件に関わる事柄について、
一切変更はありません！！**

**「会社の都合で解雇を行うときは、組合と協議を行う」
「必ず3年で他企業への出向から本体に戻る」などの、
組合員を守るための協約は今まで通りに扱われます。**

申し入れ事項の要旨は以下の内容となります

- 労使間議論を行う場である「経営協議会」委員の人数変更と出席範囲
- 「団交」に参加する団体交渉委員の人数変更と出席範囲
- 簡易苦情処理申告方法の変更
- 組休数の変更
- 専従者が職場に立ち入る方法
- 組合事務所設置数の上限
- 職場会議室など、会社の施設を一時使用する方法の変更
- 職場の掲示板と情報掲示ファイルの設置枚数基準と見やすい箇所への設置

**安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場環境を目指し、
職場から本部と共に運動を創り出そう！より良い協約を締結させるぞ！**